



令和5年上半期（1月～6月）の春日警察署管内の少年非行情勢【暫定値】

1. 刑法犯少年の検挙補導状況

区分	年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年（1月～6月）
刑法犯少年	刑法犯少年	57	53	30	42	21（前年同期比+4）
	犯罪少年	48	49	20	36	17（前年同期比+1）
	触法少年	9	4	10	6	4（前年同期比+3）
	再犯者率	35.4	30.6	25.0	41.7	35.3（前年同期比-8.5）

※ 令和元年～令和4年の数値：確定値、令和5年（1月～6月）：暫定値 ※ 単位/人 ※ 再犯者率

※ **刑法犯少年**～刑法に規定する罪を犯し、又は触れる行為をした犯罪少年（14歳以上20歳未満）、触法少年14歳未満をいいます。

※ **再犯者率**～犯罪少年の検挙人員のうち、再犯者が占める割合をいいます。

○ 罪種別：窃盗犯が10人で、全体の47.6%を占め、万引きが5人、自転車盗が2人などとなっています。

○ 学識別：高校生9人、中学生5人、小学生2人
その他学生1人、有職少年4人

刑法犯少年全体の**66.7%（14人）**が**中・高校生**です。幼少期から「してはいけないこと」「我慢すること」などしっかり身につけることが大切です。



2. 不良行為少年の補導状況

186人（前年同期比-170人）

※ **不良行為少年**～犯罪行為には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、家出、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいます。

○ 行為別：喫煙が99件で、全体の53.2%を占め、次いで深夜はいかいは82人で、全体の44.1%を占めています。

○ 学識別：高校生46人、中学生25人、大学生6人
その他学生5人、有職少年58人、無職少年46人

！ 成年年齢は18歳に引き下げられましたが、引き続き20歳未満の者の飲酒・喫煙は禁止されています。

深夜はいかひや喫煙などの不良行為は少年からの**非行のサイン**です。放置すると、本格的な非行へと**エスカレート**するおそれがあります。「たかが喫煙」などと安易に考えることなく、少年からのメッセージとして受け止め、**真剣に対応**しましょう。

3. 少年の犯罪被害等

★ SNSに起因する犯罪被害

スマートフォン等の普及に伴い、SNSに起因する児童・生徒の犯罪被害（児童買春・児童ポルノ等）が多く発生しています。

SNSに起因する犯罪被害から子供を守るために！！

☞ **フィルタリング**を必ず設定しましょう。

☞ **子供と話し合っ**て「**家庭のルール**」を決めましょう。

子供は、インターネットの危険性についての知識が不足しています。フィルタリングを利用していてもSNS等で被害に遭うケースもあるため、保護者は、子供にスマートフォン等を使用させる際にインターネットの危険性を教えるとともに、使用する際のルールをつくるなど適切な教育、管理が必要です。

- ・ 利用時間や利用場所を決める
- ・ インターネット上に名前や学校名など個人情報を書き込まない
- ・ インターネット上で知り合った人と直接メールやメッセージのやり取りをしない
- ・ 下着姿や裸などの写真を絶対に送らない など



★ 児童虐待

令和5年上半期（1月～6月）に児童相談所へ通告した児童数は、**160人（前年同期比+37人）**となっています。

「児童虐待かも？」と思ったら、ためらわず →

いち はやく 189 緊急の場合は **110番**

- 24時間対応（匿名でOK）
- お近くの児童相談所に電話が繋がります。

あなたの連絡（通告）が子供たちを救います。

